

●危険木緊急伐採等整備事業補助金(森林整備)

村内において台風等の自然災害による倒木等により、住宅や公共物に直接的な被害を及ぼすおそれのある危険木に対し、村民の命と財産を守り安心安全な生活環境を保全するために緊急を要する枝打ち及び伐採等の整備について、予算の範囲内において補助金を交付するものです。

▼交付対象

地域森林計画の対象森林、または対象森林から連続する森林で村長が認めた0.1ha以下の事業地

▼補助金額 1事業地につき20万円(上限)

▼申請に必要な書類

申請書と、「危険木を所有する者の承諾書」・「見積書の写し」・「現況の写真」・「伐採及び伐採後の造林の届出書」を事業実施の30日前までに提出すること。



●高性能林業機械導入支援補助金(人材育成)

林業の低コスト化、省力化及び高度化に取り組む林業事業者が人材育成に必要な高性能林業機械等を導入することにより、村内の林業の活性化を図り、もって適切な森林の管理と木材の安定供給体制の確立に資するため、予算の範囲内において補助金を交付するものです。

▼交付対象

村内に在住している者又は事業所若しくは営業所を有し、村内森林整備を行う林業者

▼補助金額

高性能林業機械等のそれぞれのレンタル料に補償費等を加えた額をレンタル日数で除した値に、その機械の稼働日数を乗じて得た額の2分の1と、そのレンタルの運賃総額の2分の1を合計した額となり、補助対象者当たりの上限を100万までです。なお、当該補助事業における対象経費に消費税及び地方消費税を含めません。補助対象の高性能林業機械等の種類や補助金の詳細については、問い合わせください。

▼申請に必要な書類

申請書と、「事業計画書」・「見積書の写し」・「計画区域図」を提出すること。



●林業労働安全性向上対策事業補助金(人材育成)

林業従事者の労働災害防止と担い手確保を図るため、林業従事者の安全装備品、蜂対策用品、熱中症対策用品及び防寒対策用品の購入に必要な費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものです。

▼交付対象

村内に住所を有し、今後も引き続き村内に居住する意思のある者のうち、森林整備施業に必要な技術研修等を受けた者若しくは受けようとしている者

▼補助金額

補助対象林業従事者の安全装備品等の購入に係る経費であり、林業従事者1人につき、安全装備品等購入費合計額の2/3以内で、上限4万円となります。安全装備品等の種類や詳細は、問い合わせください。

▼申請に必要な書類

申請書に加え、下記の書類を添付して提出してください。

- (1) 森林整備施業に必要な研修等を受講したことが分かる書類※1
- (2) 森林整備施業に必要な研修等を受講する予定が分かる書類※1
- (3) 見積書又はカタログの写し

※1：林業に従事している者の証明として、(1)又は(2)を添付すること。



●林業人材育成事業費補助金(人材育成)

片品村の林業に従事する村民の資質向上を促進し、林業所得の向上や人材育成に資するため、資格等取得経費又は技術習得研修経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

▼交付対象

村内に住所を有し、今後も引き続き村内に居住する意思のある林業者（村税等を滞納していない者に限る。）とする

▼補助金額

資格等取得支援：受験料や資格登録料など
補助対象経費の1/2以内（上限2万円）

技術習得研修支援：受講料や研修に係る交通費や宿泊費など
補助対象経費の1/2以内（上限5万円）

▼対象となる資格等

林業技士・森林情報士・森林総合管理士（フォレスター）・森林経営プランナー・林業架線作業主任者・立木の伐採作業（チェーンソー作業）者・木材加工用機械作業主任者・玉掛作業主任者 等

▼申請に必要な書類

資格等習得支援と技術習得研修支援で手続きが異なりますので、詳しくは問い合わせください。



●木質バイオマスストーブ等設置補助金(木材利用)

森林の循環利用の推進及び地球温暖化の防止に向けて、持続可能な資源である木材の利用拡大を促進するとともに、木質バイオマスを燃料とする機器の普及及び啓発を図るため、当該機器を設置する者に対し予算の範囲内でその経費の一部を補助するものです。

▼交付対象

個人住宅に設置する場合においては、村内に住所を有する世帯であること。事業所及び自治会その他村長が適当と認める団体が設置する場合においては、事業所の所在地及び団体等の活動拠点が片品村にあること。ただし、補助対象者について年1台限りとなります。また、設置場所が村内であり、村を通じて見学等の要望があった場合に応じることが条件となります。

▼補助金額

個人住宅又は事業所：対象経費の1/2以内（上限15万円）

自治会等が設置・管理する集会施設等：対象経費の1/2以内（上限20万円）

▼申請に必要な書類

申請書と、「設置経費の見積書」・「カタログ」・「設置場所の写真」を提出すること。



森林の循環利用の取り組み

森林には、「雨水を蓄え災害を防ぎながら、きれいな水を生み出す」、「二酸化炭素を吸収して酸素をつくり、地球温暖化防止に貢献している」、「暮らしに必要な木材を育てる」、「心や体をリラックスさせてくれる」など様々な働きがあります。

人が作った森林（人工林）は、適切に管理しなければなりません。元気な森林をつくり守り続けるには、図のような「森林の循環」が大切です。

片品村では、長い年月をかけて森林の循環が成り立つように、各種取り組みを行っています。

